

空き家情報バンク
物件の内見に3D-VRを導入しました



安芸高田市の空き家情報バンクに登録されている物件を、市ホームページから3D-VRで内見できるようになりました。

対応物件は、スマートフォンやパソコンで自宅にいながら内観や外観を確認できます。

※3D-VRに対応した物件は順次拡大予定です。



建物内を自由に閲覧できます。

問管理課 住宅係
☎お太助フォン 47-1201 ㊟47-1206

マイナンバーカード
携帯電話販売店で申請をサポート



国の事業として、マイナンバーカードの申請サポートが全国の携帯電話販売店で実施されています。

《市内の実施店舗》

- ドコモショップ安芸高田店 ☎0120-082-647
- auショップ吉田 ☎42-0745
- ソフトバンク吉田 ☎47-0616

《実施期間》 3月下旬まで

《受付時間》 各店舗営業時間内(土日祝含む)

※定休日や営業時間は各店舗に問い合わせてください。

《料金》 無料

■ サポート内容

- 手ぶらで来店した方も申請をサポート(携帯電話契約不要)
- 写真撮影

※申請したマイナンバーカードは、本庁または各支所で後日交付します。

問総合窓口課 窓口係
☎お太助フォン 42-5616 ㊟42-2230

私のお気に入り

～#市長が訪ねてみる～

第21回

美土里町
神楽門前湯治村



My Favorite Things

新年号からは、市民も意外と知らない(?)本市の観光施設*1を改めて紹介していきます。神楽門前湯治村は、旧美土里町によって1998年に開業され、飲食・宿泊・入湯といった事業を展開してきました。「はじめてなのに、なつかしい」風情のある街並みが特徴で、年間10万人が訪れる観光スポットとなっています。とりわけ、神楽ドームは市内外の神楽が鑑賞できる場所として名をはせており、神楽公演には県外からお越しの方も少なくありません。湯治村の由縁である風呂は2階建てで、ちょっとワクワクする造りです(笑)。

開業以来、経営する第三セクターには毎年2～4千万円の指定管理料*2が支払われてきました。もっとも、収益環境の悪化に伴って、指定管理料は2019年から約4,700万円に膨らんでいます。神楽門前湯治村という施設だけでなく、地元の伝統文化であり観光資源でもある神楽をどうやって支えていくのか。財政が逼迫する中、早急に持続可能な形を見いださなければなりません。

※1 市が所有する公共施設の内、主として観光業に利用するもの。

※2 公共施設の運営を代行する事業者に対して市が支払うお金。



建設時の総事業費は約30億円

NEW [無料査定]

空き家の 資産価値・解体費用



すまいの終活navi

安芸高田市版

入力簡単

解体費用の査定は個人情報の入力不要

業者からのセールスはありませ

「すまいの終活navi」安芸高田市版(運営/株式会社クラッソーネ)で、市内の空き家の「売却査定価格」と「解体概算費用」が無料で査定できるようになりました。空き家の将来を考えている方はぜひ一度お試しください。市職員が操作を代行し、査定結果を伝えることもできます。

問管理課 住宅係 ☎お太助フォン 47-1201

多文化共生推進コラム

あきたかたの世界



市内で見つけた
いろいろな文化を紹介します

地域おこし協力隊 福岡 奈織

vol. 11 食のバリアフリー

文化の違いで「食べられないもの」がある人同士でも、調理器具や食器を分けたり、ちょっとした工夫と一緒に食卓を囲むことができます。日本人同士でも苦手なものやアレルギーはありますが、食材を明確にしたり代用することで、一緒に食事ができると思います。食文化が異なっても、知識があれば同じように一緒に食事を楽しむことができます。誰もが楽しく食事にアクセスできる環境をつくることも、多文化共生の大切な方法の一つです。

詳しくはブログで!

福岡奈織のブログ「安芸高田市の世界」
<https://note.com/akitakatabunka>



ハラルのお肉を使った肉団子。インドネシアから来たイスラム教を信じる人が作ってくれました。

〈食べられないものの例〉

- ベジタリアン/肉、魚介類
- ヴィーガン/肉、魚介類、卵、乳製品
- ハラル(主にイスラム教)/豚肉、アルコール、適切に処理されていない肉
- コーシャ(主にユダヤ教)/適切な指導のもと加工されていない肉や乳製品などの食品
- ヒンズー教徒/牛肉
- グルテンフリー/小麦粉の含まれるもの

お問い合わせは
お気軽に!

NPO法人安芸高田市国際交流協会
☎47-1071

安芸高田市が目指す
「多文化共生のまち」

国や地域、民族、人種、宗教、言葉、歴史観など、文化的背景が異なっても、一人一人が大切にされ、同じまちに住む一員として誰もが対等に一緒にまちづくりに参加できるまち。

問社会環境課 人権多文化共生推進係 ☎お太助フォン 42-1126